

佐賀県選挙管理委員会告示第11号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月11日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
1 略		1 略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
略	略	略	略
社会福祉法人健翔会ケアハウスコスモスの園	略	社会福祉法人健翔会ケアハウスコスモスの園	略
社会福祉法人清水福祉会養護老人ホームけいこう園	略	<u>特別養護老人ホーム寿楽園</u>	<u>鳥栖市弥生が丘二丁目146番地 1</u>
略	略	社会福祉法人清水福祉会養護老人ホームけいこう園	略
特別養護老人ホームひいらぎ	略	略	略
		特別養護老人ホームひいらぎ	略
		<u>医療法人祐愛会介護付有料老人ホームレジデンスゆうあい三丁目</u>	<u>鹿島市大字高津原2962番地 1</u>
特別養護老人ホーム福壽園	略	特別養護老人ホーム福壽園	略
略	略	略	略
養護老人ホーム寿楽園	略	養護老人ホーム寿楽園	略
<u>特別養護老人ホーム寿楽園</u>	<u>三養基郡基山町大字園部</u>		
社会福祉法人紀水会特別養護老人ホームなかばる紀水苑	略	社会福祉法人紀水会特別養護老人ホームなかばる紀水苑	略
略	略	略	略

改正前	改正後
3・4 略	3・4 略